

社会福祉法人上伊那福祉協会定款

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保ちつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (ア) 養護老人ホームの設置経営
- (イ) 特別養護老人ホームの設置経営
- (ウ) 障害者支援施設の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (ア) 老人短期入所事業
- (イ) 障害福祉サービス事業（短期入所）
- (ウ) 訪問介護事業所
- (エ) 相談支援事業所

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人上伊那福祉協会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長野県伊那市美篤7,164番地1に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、本部事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 1 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、

評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した議長及び評議員のうち、議事録署名人2名を選出し、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上7名以内
- (2) 監事 2名
 - 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を常務理事とすることができる。
 - 3 常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 19 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの

(役員及び会計監査人の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第 24 条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第 25 条 運営協議会の委員は 3 名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第 26 条 運営協議会の委員は各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第 27 条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第 28 条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第 29 条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。また、常務理事が欠けたとき又は常務理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、監事が当該提案について異議を述べたときを除き、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 35 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産、公益事業用財産、及び収益事業用財産の 4 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 長野県上伊那郡南箕輪村字大芝原 2, 380 番地 1, 079 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき渡り廊下付平家建南箕輪老人ホーム管理棟及び入寮棟 1 棟 (2, 706. 35 m²)
- (2) 長野県上伊那郡箕輪町大字三日町字下裏 1, 660 番地 3 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建みのわ園管理棟及び入寮棟 1 棟 (3, 504. 36 m²)
- (3) 長野県伊那市西箕輪 8, 038 番地 4、同番地 2、8, 040 番地 5 所在の鉄骨造ルーフィング葺平屋建大萱の里管理棟及び入寮棟 (2, 851. 40 m²)
- (4) 長野県駒ヶ根市赤穂 8, 180 番地 12 所在の鉄骨造瓦葺地下 1 階付 3 階建千寿園管理棟及び入寮棟 (7, 488. 69 m²)
- (5) 長野県上伊那郡飯島町七久保 1, 338 番地 1、長野県上伊那郡中川村片桐 6, 817 番地 1 所在の鉄骨造かわらぶき平家建越百園管理棟及び入寮棟 1 棟 (5, 276. 68 m²) 及び鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建車庫 1 棟 (191. 70 m²) 及び鉄筋コンクリート造セメント瓦葺平家建機械室 1 棟 (12. 30 m²) 及び鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建集会所 1 棟 (103. 90 m²)
- (6) 長野県上伊那郡南箕輪村字大芝原 2, 380 番地 1, 079、2, 380 番地 1, 210 所在の鉄骨造瓦葺渡り廊下地下 1 階付 2 階建コンソール大芝管理棟・入寮棟 (3, 452. 30 m²) 及び鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建車庫 2 棟 (70. 36 m²)
- (7) 長野県上伊那郡辰野町大字上島字町屋 1, 766 番地、1, 756 番地 1、1, 756 番地 1 先、1, 757 番地 1、1, 763 番地 1、1, 763 番地 1 先、1, 764 番地、1, 765 番地、1, 774 番地 1、1, 774 番地 1 先、1, 775 番地、1, 776 番地、1, 777 番地、1, 778 番地、同所字上島 1, 758 番地 1 所在の鉄骨造瓦葺地下 1 階付平家建かたくりの里管理棟・入寮棟 (4, 533. 64 m²) 及び鉄骨造アルミニウム板葺平家建車庫・倉庫 (146. 52 m²)

- (8) 長野県伊那市長谷非持 484 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺 4 階建サンハート美和管理棟及び入寮棟 (8,737.45 m²) 及び鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建車庫棟 1 棟 (147.60 m²) 及び鉄筋コンクリート造陸屋根平家建ポンプ室 1 棟 (10.24 m²)
 - (9) 長野県伊那市美篤 7,164 番地 1、7,163 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建みすず夢ゆりの里管理棟及び入寮棟 1 棟 (3,609.02 m²)
 - (10) 長野県伊那市美篤 7,164 番地 2、7,164 番地 1、7,164 番地 4 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建みすず四恩の家入寮棟 1 棟 (5,190.01 m²)
 - (11) 長野県上伊那郡南箕輪村字大芝原 2,380 番地の 1,079 所在南箕輪老人ホーム敷地 (19,786.00 m²)
 - (12) 長野県上伊那郡箕輪町大字三日町字下裏 1,660 番地 3 所在みのわ園敷地 (9,054.35 m²)、1,679 番地 1 地所在雑種地 (829 m²)、1638 番地 1、1638 番地 3 所在みのわ園敷地 (1,345 m²)
 - (13) 長野県上伊那郡飯島町七久保 1,338 番地 1、中川村片桐 6,817 番地 1 所在越百園敷地 (14,358.64 m²)
 - (14) 長野県駒ヶ根市赤穂 8,180 番地 115 所在山林 (1,687 m²)
 - (15) 長野県伊那市長谷非持 484 番地 1 所在サンハート美和敷地 (9,195.26 m²)
 - (16) 長野県伊那市西箕輪 3,900 番地 251 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 3 階建みさやま管理棟及び入寮棟 (5,957.70 m²)
 - (17) 長野県伊那市美篤 7,164 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建本部事務所 (164.01 m²)
 - (18) 長野県伊那市西箕輪 8035 番地 1 所在大萱の里敷地 (1,175 m²)
 - (19) 長野県伊那市西箕輪 8040 番地 59 所在みさやま敷地 (1,643 m²)
 - (20) 現金 50 万円也
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
 - 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 38 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 39 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
 - 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 36 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長野県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長野県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 37 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書、及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 40 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 41 条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 42 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 8 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 43 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
 - (2) 福祉有償運送事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第 9 章 収益を目的とする事業

(種別)

第 44 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 太陽光等を利用した発電業務および電力の販売

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 45 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 10 章 解散

(解散)

第 46 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 11 章 定款の変更

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長野県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長野県知事に届け出なければならない。

第 12 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、社会福祉法人上伊那福祉協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 50 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

記

理事の氏名及び住所

長野県上伊那郡高遠町大字東高遠 2056 番地の 4	原 義次
長野県上伊那郡西春近村 920 番地	平沢仙二
長野県上伊那郡小野村 1194 番地	近藤義雄
長野県上伊那郡宮田村 3290 番地	浦野虎男
長野県上伊那郡南箕輪村 4953 番地	清水国人

監事の氏名及び住所

長野県上伊那郡辰野町大字樋口 1878 番地	松田 穰
長野県上伊那郡中川村大字片桐 7187 番地	下平藤一

附 則

平成 18 年 12 月 12 日現在役員のもの任期は、第 10 条 1 項の規定にかかわらず平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は平成 31 年 3 月 5 日から施行する。